



10月12日開催 八地申第2号

## 「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ 第1回目交渉報告③

※『第三者行為災害報告書』の返信用封筒を渡さなかったことについて  
会社:改竄をして出すとは考えていない。

**本来ならすべての書面をAさんに渡すべきではないか？**

### ~交渉で明らかとなった事実経過⑤~

支社が弁護士事務所に『第三者行為災害報告書』の提出期限を9月30日までに延長する3回目の相談をする。⇒10月16日まで期限延長

組合:持ち帰って報告書を書いたのは勤務時間なのか？

会社:持ち帰って書くとなれば、勤怠管理はできないので自分の時間になる。

**Aさんはそんな事言われていないそうです…**

会社:書類が届いて確認に時間を要した。時間がかかった事は課題だが、今回の取り扱いに関しては大きな問題があったとは考えていない。



今回の事は問題あるだろ?!

## 次に出向中のAさんが退職し転職していた事になっていた件について議論を行う!

【前段議論に関わる経緯】※HACHIOJI No.20 を参照



Aさんが弁護士事務所に電話したところ  
「Aさんは退職して会社にはいないと聞いた」

※後日事務所に3度再確認するも「Aさんは退職し転職していると聞いている」と返答があった。

組合:本人が弁護士事務所に確認したら、Aさんは「退職して転職されているんですね」と言われた。そのような事を言ったのか？

会社:言っていない。「異動となり出向して職場が変わっています」というのは伝えている。

組合:弁護士事務所が「退職して転職した」と話していることは把握しているのか？

会社:弁護士事務所から認識の齟齬があったと言われている。出向して働く場所が変わっていることをお伝えしていたが、弁護士事務所に伝わっているのはそうでなかった。弁護士事務所から「そこは申し訳なかった。認識が違った」と言われている。

その④へ続く